

平 30.10.10  
総 17 - 2

# 説 明 資 料

〔税財政の現状等について〕

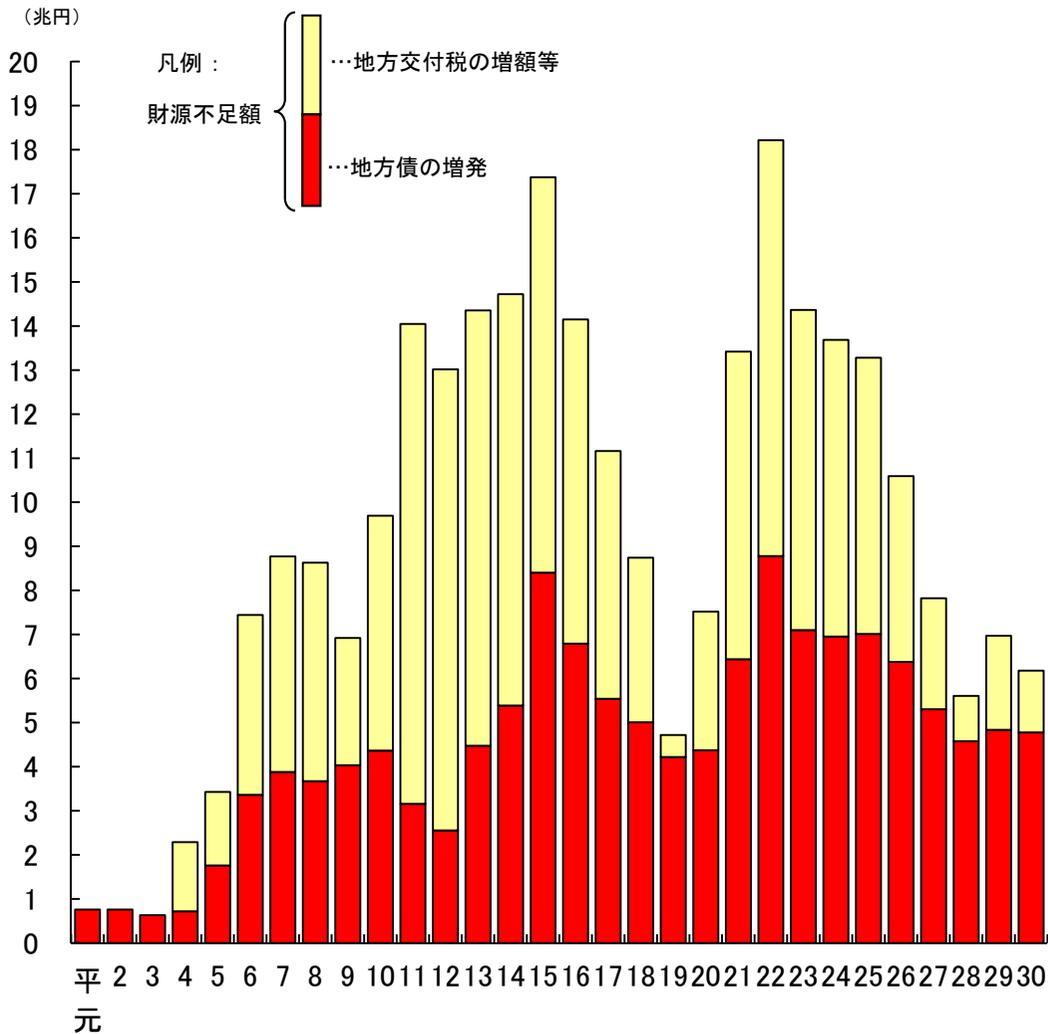
平成 30 年 10 月 10 日 (水)

総 務 省

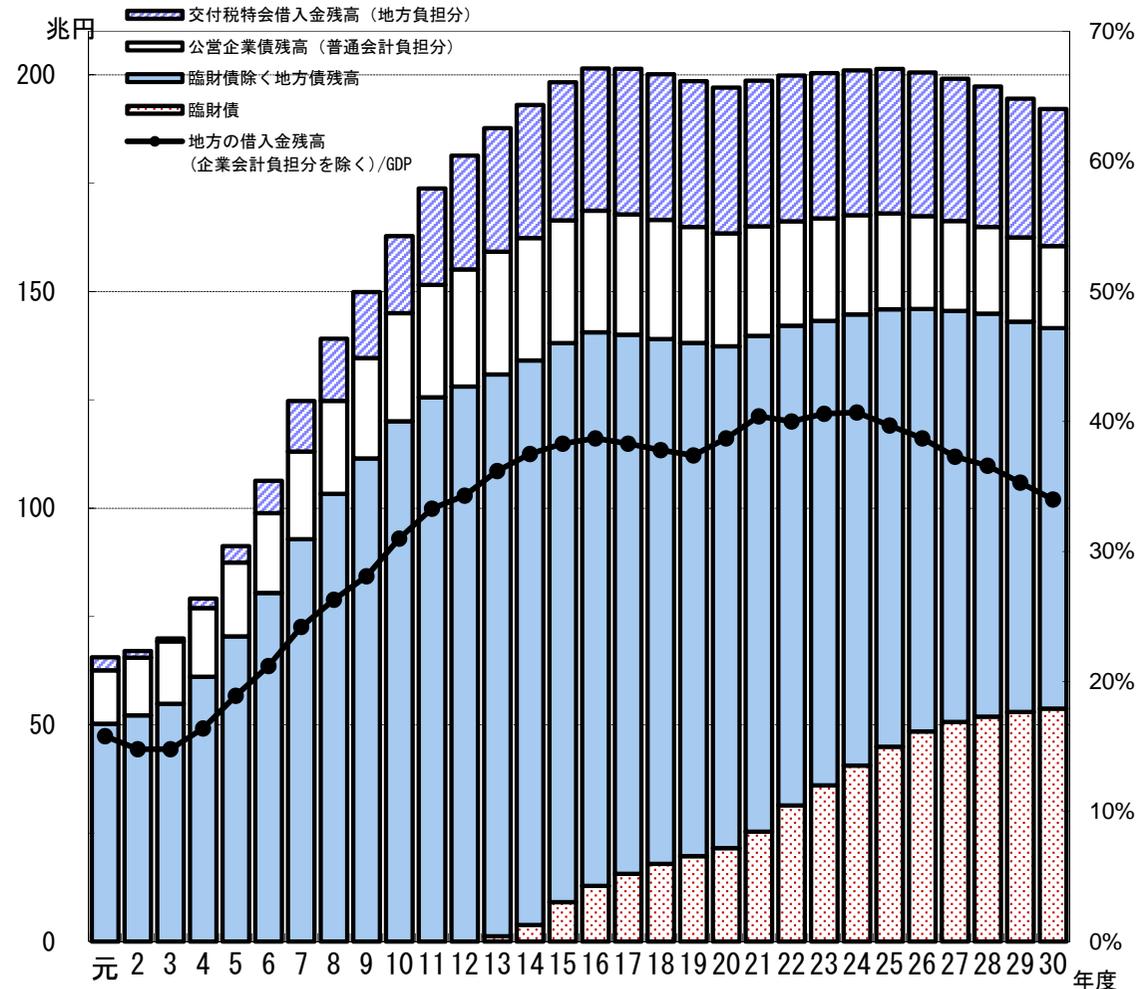
# 地方財政の財源不足と借入金残高の状況

○ 地方財政は、6.2兆円の財源不足が生じており、約200兆円もの巨額の借入金残高を抱えている。

## 地方財政の財源不足の推移

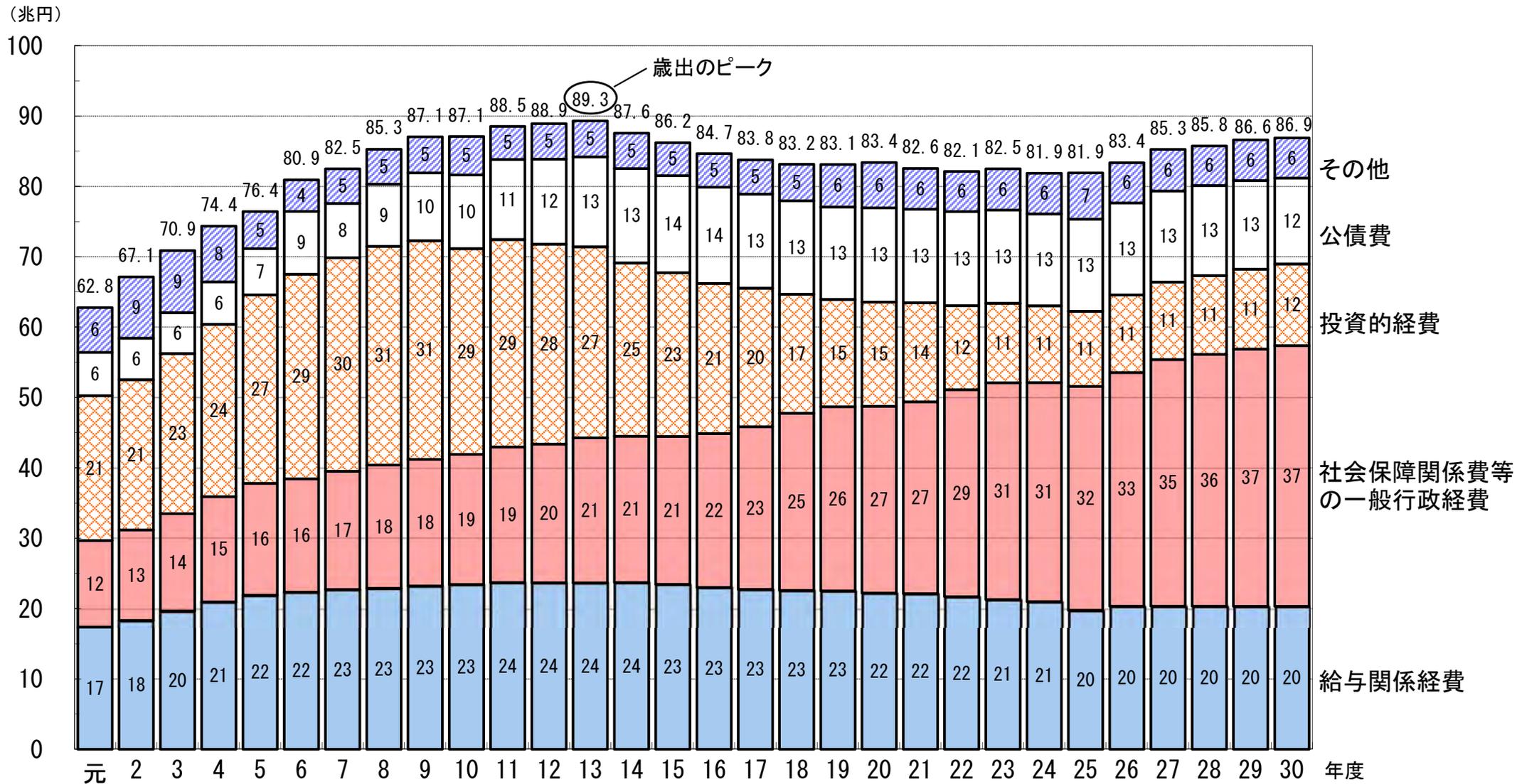


## 地方財政の借入金残高の推移



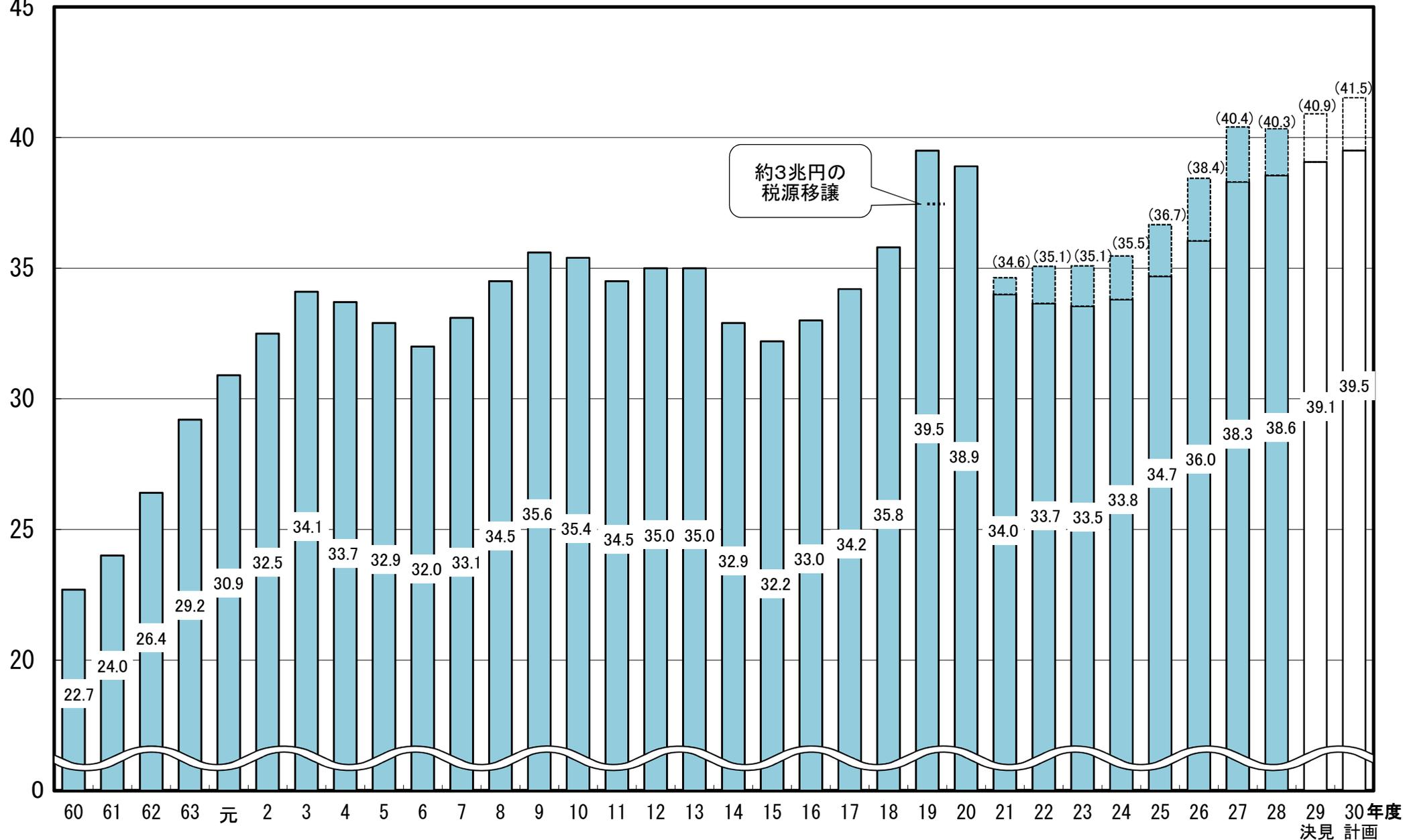
# 地方財政計画の歳出の推移

近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する一方で、給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。



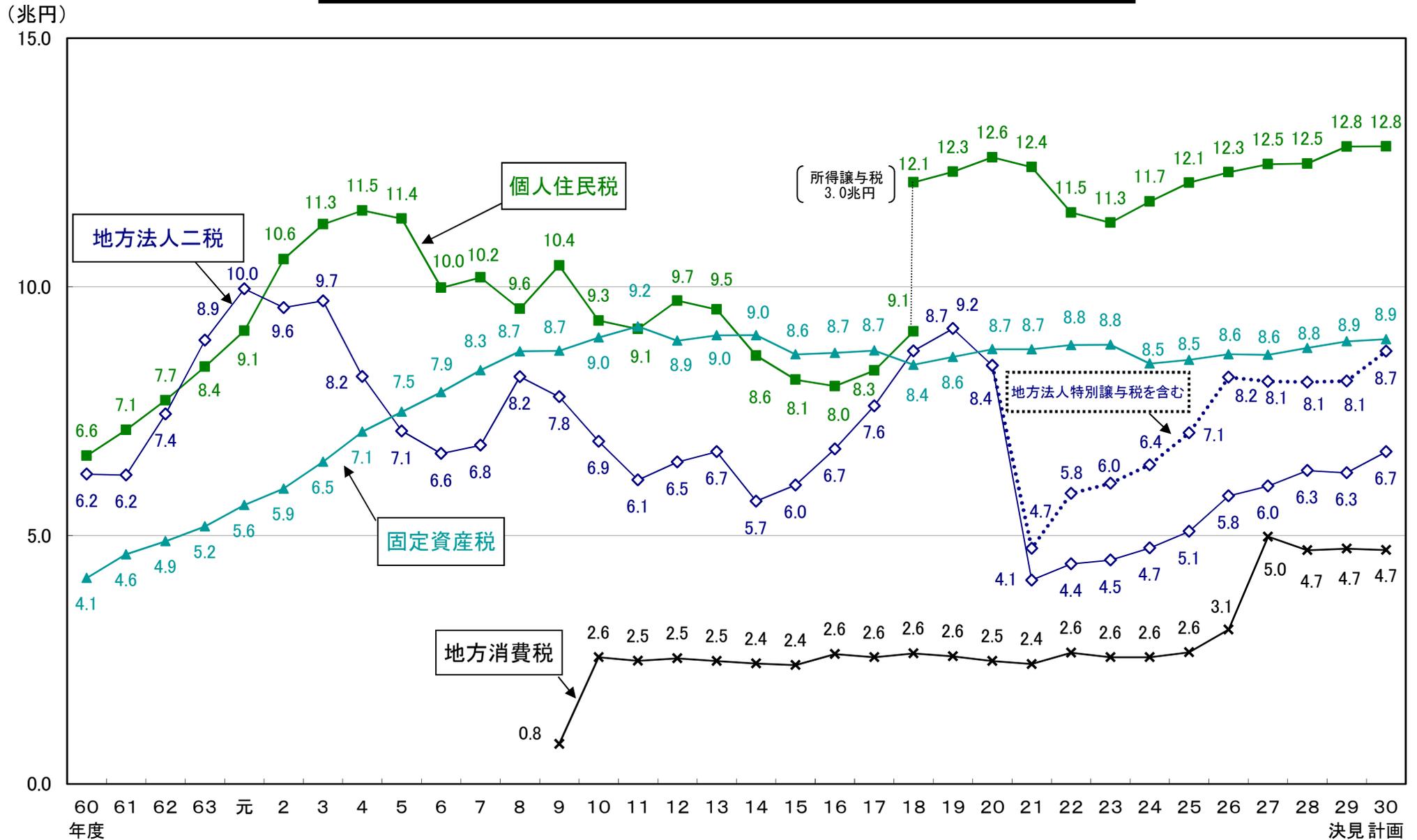
# 地方税収(地方財政計画ベース)の推移

兆円  
45



- (注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。  
 2 平成28年度までは決算額、29年度は決算見込額(H30.7時点)、30年度は地方財政計画額である。  
 3 括弧書きは、平成21年度以降、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を含めたものである。

# 主要税目（地方税）の税収の推移



(注) 1 表中における計数は、超過課税を含まない。

2 平成28年度までは決算額、29年度は決算見込額（H30.7時点）、30年度は地方財政計画額である。

3 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を加算した額。

(㉑) 0.6兆円、(㉒) 1.4兆円、(㉓) 1.5兆円、(㉔) 1.7兆円、(㉕) 2.0兆円、(㉖) 2.4兆円、(㉗) 2.1兆円、(㉘) 1.8兆円、(㉙) 2.0兆円

## 地方消費税の概要

1 課税主体	都道府県（消費税とあわせて、国に申告納付）
2 税 収	4兆7,028億円（平成28年度決算額） ※平成30年度地方財政計画額：4兆7,068億円 ※税込（清算後）の2分の1を市町村に交付
3 沿 革	平成9年4月 創設 税率1%（国の4%と合わせて5%） 平成26年4月 税率1.7%へ引き上げ

### ○ 消費税・地方消費税の税率等

	～平成26年 3月31日	平成26年 4月1日～	平成31年		平成32年4月1日～
			～9月	10月～	
<b>消費税＋地方消費税</b>	<b>5%</b>	<b>8%</b>	<b>10%</b> (軽減税率時 8%)		
消費税	4%	6.3%	7.8% (軽減税率時 6.24%)		
うち交付税分	1.18% (法定率29.5%)	1.40% (法定率22.3%)	1.47% (法定率20.8%)	1.52% (法定率19.5%)	
<b>地方消費税</b>	<b>1%</b>	<b>1.7%</b> <うち0.7%分は社会保障財源>	<b>2.2%</b> (軽減税率時1.76%) <うち1.2%分は社会保障財源>		
<b>地方分合計</b>	<b>2.18%</b>	<b>3.10%</b>	<b>3.72%</b>		

(注) 地方消費税は消費税額を課税標準とするため、実際の税率は、1%時：100分の25、1.7%時：63分の17、2.2%時：78分の22である

# 引上げ分に係る地方消費税収の用途について

## 1 消費税率(国・地方)5%から10%への引上げ

「社会保障・税一体改革大綱(抜粋)」(平成24年2月17日閣議決定)

消費税率(国・地方、現行分の地方消費税を除く。)については、その用途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する。

○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年8月22日法律第68号)(抄)

(趣旨)

第一条 この法律は、(中略)社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から消費税の用途の明確化及び税率の引上げを行うため、(後略)



## 2 地方税法上の措置

○地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)(抄)

(地方消費税の用途)

第七十二条の百十六 道府県は、前条第二項に規定する合計額(※)から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付した額を控除した額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。次項において同じ。)に要する経費に充てるものとする。

2 市町村は、前条第二項の規定により道府県から交付を受けた額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。

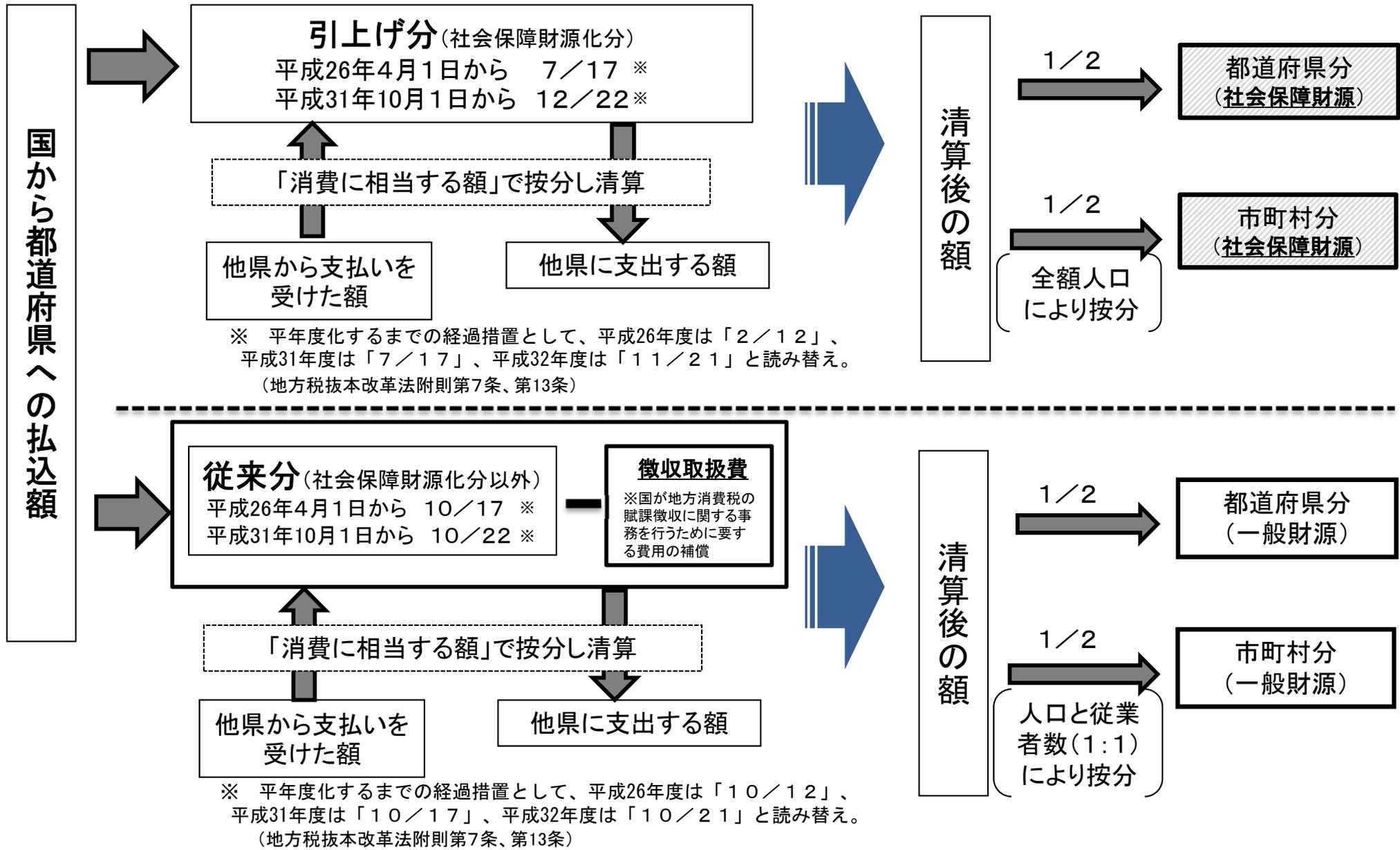
(※) 地方消費税の引上げ分(十七分の七に相当する額)を指す。

○消費税法(昭和63年12月30日法律第108号)(抄)

第一条 (略)

2 消費税の収入については、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

# 現行の地方消費税収の仕組み



# 最近の地方税制改正について(主な改正事項)

	26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度以降～ (2018年度)	
個人住民税	給与所得控除の見直し (29年度分～)	経済社会の構造変化を踏まえた構造的な見直し (27年11月「論点整理」・28年11月「中間報告」 ・29年11月「中間報告②」)			配偶者控除等の見直し (31年度分～)	給与所得控除等から基礎控除への 振替、各種控除の適正化 (33年度分～)
地方法人二税	・地方法人特別譲与税の規模の縮小、 法人事業税の一部復元 ・地方法人税の創設、法人住民税法 人税割の税率引下げ (26.10.1～)	成長志向の法人税改革 ・法人実効税率の引下げ (34.62% → 27年度: 32.11% → 28年度: 29.97% → 30年度: 29.74%) ・大法人の法人事業税について、所得割の税率引下げ及び外形標準課税の拡大(※) (※) 外形標準課税(付加価値割、資本割)の割合(2/8 → 27年度: 3/8 → 28年度: 5/8)			・地方法人特別譲与税の廃止、 法人事業税の復元 ・地方法人税の税率引上げ、法人 住民税法人税割の税率引下げ (31.10.1～)	
地方消費税 ・車体課税	地方消費税率の引上げ (1%⇒1.7%)(26.4.1～)		自動車取得税の廃止及び 環境性能割の創設 (31.10.1～)		地方消費税率の引上げ (1.7%⇒2.2%)(31.10.1～) 軽減税率制度の実施(31.10.1～)	
資産税 固定		評価替えに伴う負担調整措置の 延長(27年度～29年度)			評価替えに伴う負担調整措置の 延長(30年度～32年度)	
納税環境 整備等				納税環境の整備(税務手続きの電子化等) 個人住民税におけるマイナンバー の本格運用開始(29年度分～) 地方税共通納税システムの導入 (31.10.1～)		